

社会保険 いばらき

8

年金制度改正法が成立しました。

2020 August
NO. 505

- 資格取得時のご本人確認徹底のお願い
- ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します
- 「生活習慣病予防健診」の予約に関するお知らせ
- 「いばらき健康経営推進事業所」への申請受付のお知らせ
- 茨城県社会保険協会令和2年度事業の一部中止のお知らせ
- 出張年金相談



花の中の汽車ポッポ (撮影：ひたち海浜公園)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

年金制度改革法が成立しました

令和2年5月29日、第201回通常国会において、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、令和2年6月5日に公布されました。

この法律は、より多くの方がこれまでよりも長い期間にわたり多様な形で働くようになることが見込まれる中で、今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためのものです。

主な改正内容は次のとおりです。

1. 被用者保険の適用拡大

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げます。
 具体的には、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模（現在は500人超）を段階的に引き下げ、令和4年10月に100人超規模、令和6年10月に50人超規模とします。賃金要件（月額8.8万円以上）、労働時間要件（週労働時間20時間以上）、学生除外要件については現行のままとし、勤務期間要件（現行1年以上）については撤廃し、フルタイムの被保険者と同様の2か月超の要件を適用することとします。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加します（令和4年10月1日）。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用します（令和4年10月1日）。

2. 在職中の年金受給のあり方の見直し

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（65歳以上）の年金額を毎年定時に改定することとします（令和4年4月）。
 具体的には、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月に改定する制度です。これまで、退職等により厚生年金保険の資格を喪失するまでは、老齢厚生年金の額の改定はされませんでした。在職定時改定の導入により、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで年金を受給しながら働く在職受給者の経済基盤の充実が図られます。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大することとします（令和4年4月）。
 具体的には、60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について年金の支給が停止される基準を現行の28万円から65歳以上の在職老齢年金制度と同じ47万円に合わせます。

3. 受給開始時期の選択肢の拡大

現行60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間拡大します。
 現行制度では、60歳から70歳まで自分で選択可能となっている年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げます。繰下げ増額率は1月あたりプラス0.7%（最大プラス84%）となります。この制度改革は令和4年4月から適用され、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方（昭和27年4月2日以降に生まれた方）が対象です。

（参考）繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点（月単位）に応じて計算される。

・繰上げ減額率=0.5%×繰り上げた月数（60歳～64歳） ※繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.4%に改正予定。

・繰下げ増額率=0.7%×繰下げた月数（66歳～75歳）

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正後)	△30% (△24%)	△24% (△19.2%)	△18% (△14.4%)	△12% (△9.6%)	△6% (△4.8%)	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%	50.4%	58.8%	67.2%	75.6%	84%

詳細につきましては、それぞれの改正前に改めて広報誌によりお知らせする予定です。

なお、その他の改正点につきましては、厚生労働省のホームページをご覧ください。

資格取得時のご本人確認徹底のお願い

日本年金機構では、偽名による健康保険被保険者証の不正取得を防止するため、資格取得時の一層の適正化に努めることにしています。

事業主の方には、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」といいます）のご提出時に、被保険者となる方のご本人確認の徹底をお願いいたします。

新たに被保険者となる方を採用した場合は、事業主の方が、その方の氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバーまたは基礎年金番号等を確認のうえ、資格取得届に記入して届け出ていただくことになっています。マイナンバーまたは基礎年金番号を必ず本人に確認してください。

なお、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方であって、資格取得届に個人番号（マイナンバー）の記載がなく、記載された氏名・住所等により本人確認ができなかった場合には、事業主様あてに「被保険者資格取得届」を返送し、個人番号または住民票上の住所等を照会させていただきますので、ご協力をいただきますようお願いいたします。

健康保険・厚生年金保険に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」へ

健康保険・厚生年金保険の加入や届出に関する照会は「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせ下さい。「ねんきん加入者ダイヤル」では以下の照会にお答えしています。

1. 制度・届出に関すること
2. 届書の処理状況に関すること
3. 厚生年金保険の資格記録に関すること
4. 各種届出用紙の送付依頼受付・発送

※年金事務所が実施する事業所調査に関するお問い合わせ、保険料額の確認及び保険料の納付に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所へお問い合わせ下さい。

留意事項

- ・照会内容によっては年金事務所等へご案内する場合があります。
- ・ご自身の資格記録を確認する場合には、基礎年金番号が必要です。
- ・事業所からの従業員の個人情報に関する照会は、内容によってお答えできない場合があります。

お問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル

間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

事業所、厚生年金加入者向け

0570-007-123 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

(東京) 03-6837-2913 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8：30～午後7：00
第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～
1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の使用促進のため、年に2回、対象者のご自宅へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付しています。令和2年度第1回目の通知は、**令和2年8月頃に発送**します。

通知を希望されない方は恐れ入りますが、下記の企画総務グループへご連絡いただきますようお願い申し上げます。

送付対象者

- ◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - ◆先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合、一定額のお薬代を軽減できる可能性がある方
- ※すべての加入者様に通知されるものではありません。

令和2年度に2回お知らせを送付します

1 回目のお知らせ⇒令和2年8月頃
2 回目のお知らせ⇒令和3年2月頃

※加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付いたします。

お知らせの内容について

ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方を対象として、**1ヶ月分の自己負担額軽減可能額等**をお知らせするものです。

協会けんぽでは、**加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られる**ほか、**健康保険財政の改善にもつながる**ことから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

※このお知らせは、ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。ジェネリック医薬品を知ってもらうこと、先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

※使用できる病気(効能)が異なるときや在庫がないなどの理由で、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合もあります。

ジェネリック医薬品とはどんなお薬ですか？

効き目や安全性が
先発医薬品と同等と
厚生労働省から
認められたお薬です



また、先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため**価格は3～6割程度、なかにはそれ以上安くなる場合があります。**

服用しやすいお薬へ
製造の工夫が
図られています



製剤の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。

剤形の変更 飲みやすい形状に改良。

味の改良 にがみ等を抑えた味に改良。

これまでにお知らせをお届けした方のうち、概ね4人に1人の方がジェネリック医薬品へ切り替えを行っており、このお知らせによる軽減効果額の累計(平成21年度から30年度まで)は**約1,639億円(単純推計)**となりました。ご協力いただき、ありがとうございました。

令和2年9月までにジェネリック医薬品の使用割合を80%以上に！

茨城支部の現状

茨城支部ジェネリック医薬品使用割合(令和2年2月時点) 協会けんぽ内での使用割合ランキング

77.8%

33位/47位

現在、ジェネリック医薬品の使用割合は7割以上となっており、多くの方がジェネリック医薬品を使っていますが、国は、「2020年9月までに、ジェネリック医薬品の使用割合を80%」とする目標を掲げています。

協会けんぽ茨城支部加入の皆様におかれましても、医療費適正化、国民皆保険制度維持のために、積極的にジェネリック医薬品を選択していただくようお願いいたします。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください

茨城支部では、ジェネリック医薬品の希望を医師や薬剤師にお伝えしやすくするため、「ジェネリック医薬品希望シール」をお渡ししています。ご希望の方は、下記へお問い合わせいただくか、右面のFAXにてご申請をお願いいたします。

《お問い合わせ先：029-303-1580(企画総務グループ)》

重要 「生活習慣病予防健診」の予約に関するお知らせ

35～74歳の被保険者の方を対象とした「生活習慣病予防健診」の予約に関する重要なお知らせです。

「生活習慣病予防健診」は、県内66健診機関で受診することができますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各健診機関では、3密を避けるための様々な対策を実施しているところ。その結果、例年に比べ健診の実施可能人数が減少している傾向にあります。

また、本年4～5月は、厚生労働省からの通知に基づき、原則として健診業務を休止していたため、6月以降に健診を受診する方が集中することが予想され、すでに予約が取れない又は取りづらい状況が発生しています。

このため、**「生活習慣病予防健診」の受診を希望する方につきましては、お早めに健診機関へご予約いただきますようお願いいたします。**

なお、ご予約の電話が増えることで、健診機関の電話につながりづらくなりますので、その場合は時間を空けてお電話いただきますようお願いいたします。

※「生活習慣病予防健診」を受診できる健診機関は、協会けんぽ茨城支部ホームページ（「生活習慣病予防健診実施機関一覧」）をご確認ください。

《お問い合わせ先 ☎029-303-1584（保健グループ）》

「いばらき健康経営推進事業所」への申請受付のお知らせ

「いばらき健康経営推進事業所」認定の流れ

協会けんぽ茨城支部の加入事業所の場合

- Step1 協会けんぽ茨城支部の「健康づくり推進事業所」の認定を受けている
- Step2 「いばらき健康経営推進事業所認定申請書」の作成
- Step3 「いばらき健康経営推進事業所認定申請書」を協会けんぽへ申請
- Step4 申請書から事業所の取り組み内容を審査
- Step5 審査が通ると「いばらき健康経営推進事業所」認定！

※「いばらき健康経営推進事業所」の申請書の入手や制度については、茨城県のホームページをご覧ください。

茨城県では、健康経営に取り組む企業を「いばらき健康経営推進事業所」として認定しています。

令和2年度の「いばらき健康経営推進事業所」認定制度への申請受付が開始されます。（茨城県ホームページをご覧ください）

協会けんぽ茨城支部の加入事業所さまが作成した申請書類は、協会けんぽ茨城支部へご郵送ください。

協会けんぽで申請書類を取りまとめ後、茨城県へ提出いたします。茨城県での審査後、茨城県より認定を受けます。

- まだ認定を受けていない場合は・・・
- まずは、協会けんぽ茨城支部へ「健康づくり推進事業所」のご申請をお願いいたします！
- 詳しくは、協会けんぽ茨城支部のホームページ、または、保健グループ（029-303-1584）へお問い合わせください。

ジェネリック医薬品希望シール申込書	
送付先住所	〒 □□□ - □□□□ □□□□ □□□□ 連絡先☎
宛名	様
ジェネリック医薬品Q&A(冊子)	部
ジェネリック希望シール	部
FAX 協会けんぽ茨城支部 企画総務グループ(FAX) 029-303-2100	
※それぞれ送付希望枚数および送付希望住所をご記入の上、この用紙を協会けんぽへFAXをお願いいたします。	



↑ 冊子



↑ シール

お問い合わせ先

 全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

茨城県社会保険協会からのお知らせ

茨城県社会保険協会令和2年度事業の一部中止のお知らせ

茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者とそのご家族の皆様の健康と福利の増進のため、令和2年度も様々な事業を計画しましたが、そのうち「健康づくり散策ツアー」（今年は東京の浅草を予定）と下館支部管内の事業所の皆さまを対象に行っております「室内楽の夕べ」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の開催を見送ることいたしました。楽しみにされていた方には大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、夏季プール利用補助につきましては4箇所と契約しましたが、うち3箇所（いこいの村廻沼、フォレスパ大子、ヒューナックアクアパーク水郷）につきましては、今年の営業を中止しております。

なお、今後の事業の予定ですが、8月21日よりくだもの狩りの利用補助（すでにお知らせ済）、10月から健康づくり施設の利用補助、11月に年金セミナー・健康管理講座（健康づくり施設と年金セミナーのお知らせのチラシを同封してあります）を行う予定となっておりますが、今後の状況により規模を縮小したり、営業や開催を中止にしたりする場合がありますので、ご利用前に各施設へお問い合わせのうえ、ご利用いただきますようお願いいたします（年金セミナーが中止となった場合、申し込まれた事業所につきましては、こちらからお知らせいたします）。

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による9月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

9月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	8日(火) 10:00~14:00	大子町役場
	10日(木) 10:00~15:00	常陸太田市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	10日(木) 10:00~14:30	鹿嶋市商工会本所
	15日(火) 10:30~14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	3日(木) 10:00~15:00	取手市商工会館
	25日(金) 10:00~15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	3日(木) 10:00~14:00	常総市商工会水海道事務所
	16日(水) 10:00~14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	15日(火) 10:00~14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。